

令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)
「環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づく
エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設及び改良に関する事業」
公募要領

令和5年4月3日

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会

一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会（以下「技管協」という。）では、環境省から令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）の交付決定を受け、交付を受けた補助金を財源として、廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助する事業を実施いたします。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載しておりますので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合は、技管協が別途定めた令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

補助金の応募をされる皆様へ

補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、技管協としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対して応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付を受けられる方におかれましては、以下の点について、十分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますよう、お願いします。

1. 技管協から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、補助金の交付対象とはなりません。
2. 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について技管協の承認を受けなければなりません。なお、技管協は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査を行うことがあります。
3. 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。

目 次

1. 補助金の目的と性格	1
2. 公募する事業の対象	2
3. 補助対象事業の選定	8
4. 応募に当たっての留意事項	8
5. 応募の方法	9
6. 問い合わせ先	11
7. 公募期間	11
《 補助事業における留意事項等について 》	12
1. 基本的な事項について	12
2. 補助事業の実施における留意事項等について	12
《 補助事業完了後に提出すべき報告書等の作成について 》	14
・別表第1 補助対象経費の区分等	15
・別表第2 補助対象経費の内訳	16
・別表第3 事務費の内訳	28

1. 補助金の目的と性格

- この補助金は、廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、エネルギー起源の CO2 排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進めるとともに、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域で利活用することによる低炭素化の取り組みを支援することを目的としています。
- 事業の実施によりエネルギー起源の CO2 の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、申請に際しては、算出過程も含む CO2 の削減量の根拠を示していただきます。また、事業完了後は削減量を報告していただくことになります。

なお、一般廃棄物焼却施設の新設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安は、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（令和3年4月改定。以下「整備マニュアル」という。）」の規定に記載してありますので、事業の申し込みにおいてはその内容を十分に理解してください。

- この補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付要綱（改正令和5年3月31日付け環循適発第23033117号。以下「交付要綱」という。）及び廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業実施要領（改正令和5年3月31日付け環循適発第23033117号。以下「実施要領」という。）の規程によるほか、技管協が定めた交付規程令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付規程（令和5年4月3日付け技管協補発第23040302号。以下「交付規程」という。）の定めるところに従い実施していただきます。

（詳細はP12「補助事業における留意事項等について」をご確認ください。）

2. 公募する事業の対象

本補助金の対象は、下記の（１）に適合する（２）の事業とします。

（１）対象事業の基本的要件

- ア. 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- イ. 事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ウ. 本補助事業について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第２条第４項第１号に規定する給付金及び同項第２号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。（固定価格買取制度及び市場価格により売電価格が変動する制度による売電は行わないものであることを含む。）

（２）対象事業

補助金の交付の対象とする補助事業は、廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を行う以下の事業とします。

1) 対象とする補助事業

- ① 環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業
- ② 環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業

2) 地域計画の提出等

補助金の申請を行う者は、地域計画を作成し、都道府県を通じて、環境大臣に提出しなければなりません。

3) 補助対象事業の要件

対象事業の要件は、交付規程第３条に定めており、次のとおりとします。

① 環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業

ア. エネルギー回収率 22.0%相当以上（規模により異なる。次表「エネルギー回収率の交付要件」参照）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、あらかじめ、ごみ処理の広域化・施設の集約化、PFI 等の民間活用廃棄物処理の有料化について検討及び一般廃棄物会計基準の導入を行い、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル(令和３年４月改定。以下「整備マニュアル」という。）」に適合するものに限ります。

施設の新設事業にあたっては、規模により異なり整備マニュアルに示されており、次表の左欄の対象事業について右欄の対象条件を満たすものとします。

ただし、令和元年度以前に二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）交付要綱（令和２年３月 31 日循環適発第 2003311 号事務次官通知）別表第 1 の第 3 項の施設整備に関する計画支援事業又は第 4 項の廃棄物処理施設におけ

る長寿命化総合計画策定支援事業を実施している場合については、下表の括弧内に示したエネルギー回収率を満足するものとします。

表 エネルギー回収率の交付要件

対 象 事 業	対象条件（施設規模により異なる）
エネルギー回収型 廃棄物処理施設の新設	エネルギー回収率が以下の表の値以上
	100 トン／日以下： 11.5%以上（10.0）
	100 トン／日超： 14.0%以上（12.5）
	150 トン／日超： 15.0%以上（13.5）
	200 トン／日超： 16.5%以上（15.0）
	300 トン／日超： 18.0%以上（16.5）
	450 トン／日超： 19.0%以上（17.5）
	600 トン／日超： 20.0%以上（18.5）
	800 トン／日超： 21.0%以上（19.5）
	1,000 トン／日超： 22.0%以上（20.5）
	1,400 トン／日超： 23.0%以上（21.5）
1,800 トン／日超： 24.0%以上（22.5）	

- イ. 上記ア.のうち、ごみ焼却施設に高効率エネルギー回収に必要な設備を整備する場合は、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、施設のエネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすものに限ります。
- ウ. 交付対象事業者における交付対象事業費の合計が 10,000 千円以上となるものであること。また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条（再生可能エネルギー発電事業計画の認定）に定める設備認定を受けて売電を行わないこととします。
- エ. 補助の対象となる事業にあつては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していることとします。
- オ. 地域計画の対象区域（沖縄県、離島地域、奄美群島及び山村地域並びに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 2 条第 2 項により公示された過疎地域を除

く。)の全域において、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)第2条第3項に規定するプラスチック使用製品廃棄物(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成7年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第1号)第4条第6号で定めるプラスチック製の容器包装を含む場合に限る。)の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っている又は当該地域計画の期間の末日から1年後までに当該措置を行うことを計画している市町村とする。

なお、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行日の前日までに所管都道府県を經由して環境大臣に提出された地域計画(当該計画を延長する場合を含む。)に基づく事業を行う場合は、本規定は適用しない。

② 環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業

ア. あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が5%相当以上削減されるものであり、災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備える場合は整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定し、事業実施後は全連続運転を行うものであって(ただし、「(3) 補助金の交付を申請できる者」に記載した沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地帯、半島地域、山村地域、過疎地域についてはこの限りではない。)、事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル(令和3年4月改定。以下「改良マニュアル」という。)」に適合するものに限り、ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではありません。

ただし、令和元年度以前に、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付要項(令和2年3月31日環循適発第2003311号事務次官通知)別表第1の第3項の施設整備に関する計画支援事業又は第4項の廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業を実施している場合は、交付金事業の例によります。

イ. 交付対象事業者における交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであることとします。また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条(再生可能エネルギー発電事業計画の認定)に定める設備認定を受けて売電を行わないこととします。

ウ. 補助の対象となる事業にあつては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していることとします。

(3) 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とします。

人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体のうち、循環型社会形成推進地域計画を策定し、環境大臣の承認を得た者とします。

ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域(次に掲げる各法に定める地域)を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とします。

- ・ 離島地域：離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ・ 奄美群島：奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する区域
- ・ 豪雪地域：豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項又は第2項に規定する豪雪地帯又は特別豪雪地帯
- ・ 山村地域：山村振興法（昭和40年法律第64号）第2条に規定する山村
- ・ 半島地域：半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ・ 過疎地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項により公示された過疎地域を有する市町村及び構成市町村に2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合等

(4) 交付対象の範囲

① エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業

本事業の補助対象設備は次のとおりとし、ここに定めのないものは整備マニュアルによるものとします。また、設備の予備品・消耗品及び工具は含まないものとします。

- ア. 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- イ. 前処理設備
- ウ. 固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- エ. 燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ熔融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
- オ. 燃焼ガス冷却設備
- カ. 排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
- キ. 余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ク. 通風設備
- ケ. 灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
- コ. 残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- サ. 搬出設備
- シ. 排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く）

- ス. 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - セ. 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ソ. 薬剤、水、燃料の保管のための設備
 - タ. 消火設備その他火災防止に必要な設備
 - チ. 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ツ. 前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
 - テ. 前各号の設備の設置に必要な建築物
 - ト. 搬入車両に係る洗車設備
 - ナ. 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ニ. 前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、テ.建築物のうち、サ.シ.セ.及びチ.の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

② エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する補助事業

本事業の補助対象設備は次のとおりとし、ここに定めのないものは改良マニュアルによるものとします。また、設備の予備品・消耗品及び工具は含まないものとします。

ただし、地球温暖化対策及び災害廃棄物処理体制の強化に資する設備改良に係るものに限ります。

- ア. 受入・供給設備
- イ. 前処理設備
- ウ. メタン発酵設備
- エ. 燃焼（溶融）設備
- オ. 熱回収（排ガス冷却）設備
- カ. 排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
- キ. 余熱利用設備（バイオガス利用設備を含む）
- ク. 通風設備
- ケ. 灰出し設備
- コ. 焼却残さ溶融設備
- サ. 発酵残さ処理設備
- シ. 給水設備
- ス. 排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く）
- セ. 電気設備
- ソ. 計装設備
- タ. 消火設備その他火災防止に必要な設備
- チ. 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

ツ. 前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

テ. 前各号の設備の設置に必要な建築物

ト. 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

（５）地域計画の提出等

事業の補助金の申請をするものは、次に掲げる事項を掲載した地域計画を作成し、都道府県を通じて、環境大臣に提出しなければなりません。なお、一般廃棄物処理計画をもって代える場合は、これらの事項が一般廃棄物処理計画に記載されていることが必須となっています。

- ① 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項
 - ア. 対象地域
 - イ. 計画期間
 - ウ. 基本的な方向
 - エ. ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況
 - オ. プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容
- ② 循環型社会形成推進のための現状と目標
 - ア. 一般廃棄物等の処理の現状
 - イ. 一般廃棄物等の処理の目標
- ③ 施策の内容
 - ア. 発生抑制、再使用の推進
 - イ. 処理体制
 - ウ. 処理施設の整備
 - エ. 施設整備に関する計画支援事業
 - オ. その他の施策
- ④ 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
- ⑤ 交付期間
- ⑥ 計画のフォローアップと事後評価

※1 環境大臣は、事業について補助金の申請をするものから、前項の規定に基づく地域計画の提出を受けた場合には、当該計画について審査し、その結果を当該提出者に対し通知することとなっています。

※2 地域計画を変更する場合にも準用します。

（６）補助金の交付額

交付規程第4条(交付額の算定方法)によります。

また、算定にあたっては、交付規程に基づく別表第1、別表第2を参照してください。

（７）補助事業期間

応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間が複数年度（交付決定日以降から令和10年2月末日まで）の応募を行うことができます。

3. 補助対象事業の選定

(1) 公募方法

一般公募を行い、選定します。なお、「2. (1) 対象事業の基本的要件」に適合しない、及び補助対象事業の要件を満たさない場合、又は提出された応募書類に不備がある場合は、受理できません。また、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査及び採否

応募者から提出された書類をもとに、厳正に審査を行い、予算の範囲内において補助金の交付を決定します。不採択の場合は、その旨を通知します。

エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良事業に関する補助事業におけるCO₂排出削減効果として、補助金額における費用対効果（円/トン-CO₂）の基準について、施設規模が100t/日未満の施設については194千円/トン-CO₂、施設規模が100t/日以上300t/日未満の施設については、151千円/トン-CO₂、300t/日以上以上の施設については、104千円/トン-CO₂を上限とします。したがって、補助上限額は以下のように求めます。

補助上限額 = 費用対効果の上限額 × 事業実施における年間CO₂削減量 × 延命化年数

① = ② × ③ × ④

①：〇〇〇,〇〇〇千円（千円未満は切り捨て）

②：194,000円/トン-CO₂（100t/日未満の施設の場合）

151,000円/トン-CO₂（100t/日以上300t/日未満の施設の場合）

104,000円/トン-CO₂（300t/日以上以上の施設の場合）

③：改良事業実施前のCO₂排出量－改良事業実施後のCO₂排出量 〇〇トン-CO₂/年

④：長寿命化計画にて設定した改良事業後の予定稼働年数 年

なお、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域を含む場合については適用しません。

また、対象事業の要件に適合する申請であっても、補助額の減額又は不採択とする場合がありますので予めご了承ください。

(3) 審査結果に対する問い合わせ

採否を問わず、審査結果に対する御意見は対応いたしかねますので、予めご了承ください。

4. 応募に当たっての留意事項

(1) 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

＜補助対象経費＞

- ・事業を行うために必要な工事費及び事務費（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、一般管理費等）並びにその他必要な経費で技管協が承認した経費であり、詳細は別表第1 補助対象経費欄及び別表第2のとおりです。

＜補助対象外経費の代表例＞

- ・事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・予備品費等
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・その他、事業に直接関わらない経費等
(官公庁等への申請・届け出に係る経費、補助事業への応募・申請等に係る経費等)

(2) 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、交付規程第8条第十四号及び第十五号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ってください。また、導入に関する各種法令を遵守してください。

(3) 二酸化炭素の削減量の把握等

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素削減量を把握し、交付規程及び技管協の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供してください。

(4) 会計検査院による実地検査

補助金の交付を受けた事業は、会計検査院による実地検査が行われる場合があります。

補助事業者は実地検査が行われる旨の連絡があった場合には、これに応じなければなりません。

5. 応募の方法

(1) 応募申請書類

応募に当たり提出が必要になる書類は、交付規程に定める以下の①～⑯です。

- ① ～⑥は、技管協ホームページからダウンロードして作成するようお願いします。

ホームページアドレス：新設 <https://jaem.or.jp/?p=10991>

改良 <https://jaem.or.jp/?p=10992>

① 交付申請書【様式 A-1】

エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業

エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業

② 交付申請額表【様式 A-2】

③ 事業費財源表【様式 A-3】

④ PFI 等の民間活用検討結果報告書【様式 A-4】（新設事業のみ）

- ⑤ 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書【様式 A-5】（新設事業のみ）
- ⑥ 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書【様式 A-6】（新設事業のみ）
- ⑦ 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表【様式 A-7】（新設事業のみ）
- ⑧ 設備改良総括表（改良事業のみ、補助対象設備一覧の中に補助対象理由が確認できるもの）
- ⑨ 事業費総括表（全体、年度毎、対象内外の状況が分かるように）
- ⑩ 令和 5 年度予算書の写し
- ⑪ 費用対効果分析結果（新設事業のみ）
- ⑫ 長寿命化計画の写し（改良事業のみ）
- ⑬ CO2 排出削減効果算定書（改良事業のみ）
- ⑭ 地域計画の写し（承認書を含む）
- ⑮ 施設の処理フロー図
- ⑯ 施設のシステム構成図
- ⑰ 施設平面図
- ⑱ 工場パンフレット

（２）応募書類の提出方法

（１）の応募書類を電子メールにて協会に提出してください。

交付申請書様式に記載のとおり、識別番号（法人番号）を記載し、データはPDF化した後に、パスワード付きのZIPファイルを作成し、電子メールにて（３）提出先に記載したアドレスまで送信してください。

提出データの容量が5MBを超える場合はクラウドストレージ（HOME-BOX2）を用意していますので事前にお申し出いただきましたら、電子メールにてアップロード用URLをお送りします。開いていただいた画面に従いストレージにアップロードしてください。

なお、申請データのパスワードは代表申請者の法人番号においてゼロを除いた数字を半角数字にて設定し、お送りください。

《 参考例 》

商号又は名称 : 一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会
 法人番号 : 5020005009006
 暗証番号 : 52596

技管協において法人番号を間違いなく確認できるよう、代表申請者は「商号又は名称」は法人登記通りの名称としてください。

交付申請書の提出をお考えの方は、交付申請の意思があることを前もって技管協までご連絡をお願いします。

(3) 送付先

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会

〒143-0016 東京都大田区大森北4丁目8-1 ユアサ大森ビル6階

交付申請書データ送信先アドレス : hojyo-01@jaem.or.jp

6. 問い合わせ先

問い合わせ内容を正確に把握するため、電子メールを利用して問い合わせをお願いいたします。その際メール件名は「エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業の問い合わせ」又は「エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業の問い合わせ」としてください。

その際、メール件名を以下のようにしてください。

新設事業の場合：「【〇〇〇市】エネルギー回収型施設新設事業問い合わせ」

改良事業の場合：「【〇〇〇市】エネルギー回収型施設改良事業問い合わせ」

<問い合わせ先>

東京都大田区大森北4丁目8-1 ユアサ大森ビル6階

一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会

Tel : 03-6450-0982

Fax : 03-6450-0989

E-mail : hojyo-01@jaem.or.jp

担当：補助事業担当係あて

7. 公募期間

令和5年4月3日（月）から令和5年4月7日（金） 17時着信

受付日時以降に当協会が着信したメールのうち、遅延が当協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

なお、新たな公募を行う場合もありますので、技管協ホームページをご確認ください。

◀ 補助事業における留意事項等について ▶

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、技管協が環境省から交付を受けた補助金の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規程によるほか、交付規程の定めるところによることとします。

2. 補助事業の実施における留意事項等について

(1) 交付決定

技管協は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。なお、補助金の交付決定には、交付規程第8条の交付条件が付されますので、その内容について十分ご理解を戴く必要があります。

(2) 補助事業の開始

補助事業者は、技管協からの交付決定を受けた後に、補助事業を開始することとなります（なお、諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください）。

補助事業者が補助事業に係る契約を締結する場合は、技管協の交付決定日以降となりますので、ご注意願います。

(3) 完了実績報告書

ア 補助事業が完了した場合は、完了した日から起算して30日以内又は3月10日のいずれか早い日までに補助金の完了実績報告書を技管協あて提出していただきます。また、補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）に合わせた事業終了としては、3月末にて整理し4月10日までに年度終了実績報告書を技管協に提出してください。

技管協は、補助事業者から完了実績報告書などが提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定を通知します。

イ 完了実績報告書には交付規程に定めた書類を添付する必要があります。

この添付資料のうち、領収書等（当該補助事業の発注先への支払いを証明する書類）については、補助事業者に対して補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含みます。この場合は、完了実績報告書などに請求書を添付することで対応可能とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を技管協に提出してください。

(4) 補助金の支払い

補助事業者は、技管協から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、技管協から補助金を支払います。また、概算払請求を受けた場合にも請求額の確認を経て請求額の支払いを行うものとし、

精算払は当該確定額から概算払を行った額の合計額を除いた金額を補助事業者に支払うものとします。ただし、概算払を行った額の合計額が確定額を超えているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとします。

(5) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(6) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供することを言う。）しようとするときは、あらかじめ技管協の承認を受ける必要があります。その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、取得財産等には、令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業で整備した旨を明示しなければなりません。

(7) その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

《 補助事業完了後に提出すべき報告書等の作成について 》

1. 完了実績報告書

補助事業完了後に完了実績報告書を提出してください。

2. 事業報告書

(1) 事業報告書の記入事項

循環型社会形成推進地域計画目標状況達成報告書に必要事項を記入し、提出してください。

なお、二酸化炭素排出削減については以下に留意して記入してください。

① 事業実施による二酸化炭素排出削減効果について

ア. 二酸化炭素排出削減量（実績）

イ. 実績報告書における二酸化炭素排出削減量に達しなかった場合の原因

② 目標の達成状況に関する評価

ア. 二酸化炭素の排出削減量について

本報告の対象とする年度において、事業実施計画に基づくそれぞれの設備における二酸化炭素の排出削減量を記入してください。

新設事業は施設全体の設備を対象とし、改良事業は改良した設備を対象として導入後の稼働した実績による二酸化炭素の排出削減量を、算定方法及び算定根拠と共に記入してください。なお、当該年度の光熱水量のデータ等、算定根拠として使用した具体的資料を添付してください。

(2) 事業報告書の対象期間及び提出時期

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（初年度は、補助事業を完了した日から翌年度3月末までの期間）の二酸化炭素排出削減効果等について、事後評価を行い事業報告書を環境大臣に提出する必要がありますので、循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書に沿って報告を行ってください。

また、事業報告書の証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければなりません。

この事後評価を行った市町村等は、技管協及び都道府県の所見を付した報告書をインターネット又は広報誌への掲載等により公表するものとします。

別表第1 補助対象経費の区分等

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業	エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業	事業を行うために必要な工事費及び事務費並びにその他必要な経費で技管協が承認した経費（詳細は別表第2-1に定める。）のうち、別表第2-1 枠外下欄備考の1.（1）に掲げる設備等の整備に係るもの	技管協が環境省担当官と協議の上で必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。※ イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、設備区分に応じ2分の1または3分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
	エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業	事業を行うために必要な工事費及び事務費並びにその他必要な経費で技管協が承認した経費（詳細は別表第2-1に定める。）のうち、別表第2-1 枠外下欄備考の1.（2）に掲げる設備等の整備に係るもの	技管協が環境省担当官と協議の上で必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。※ イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※ ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。

別表第2 補助対象経費の内訳

I 算定基準

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
工 事 費	本 工 事 費	(直接工事費) 材 料 費 労 務 費 直 接 経 費	<p>別に定める「主要資材単価」の範囲内で事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。</p> <p>別に定める「職種別賃金日額」及び「工事設計標準歩掛表」の範囲内で事業実施時期、地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>直接工事費のうち直接経費については、特許使用料、水道、光熱、電力料（工事施工に直接必要とする分）の費用で環境大臣に協議し承認を得た額及び機械器具損料の合計額とする。</p> <p>このうち、機械器具損料については、別に定める「機械器具損料表」による。</p>
		(間接工事費) 共通仮設費	<p>間接工事費のうち、共通仮設費については、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 (2) 準備、跡片付け整地等に要する費用 (3) 機械設備の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 (4) 仮設工事材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力用水等の基本料金に要する費用 (5) 技術管理に要する費用 (6) 現場事務所、労務者宿舍及び資材置場等の営繕に要する費用（以下「営繕損料」という。） (7) 労務者輸送に要する費用（以下「労務者輸送費」という。）

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(8) 交通の管理、安全施設に要する費用の合計額をいう。</p> <p>営繕損料については、直接工事費と共通仮設費の合計額（以下「純工事費」という。）から共通仮設費のうちの営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500 万円以下の場合 2.5%</p> <p>(2) 純工事費が 500 万円を超え 1,000 万円以下の場合 1.9%</p> <p>(3) 純工事費が 1,000 万円を超え 3,000 万円以下の場合 1.5%</p> <p>(4) 純工事費が 3,000 万円を超える場合 1.0%</p> <p>労務者輸送費については、純工事費から共通仮設費のうち営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(9)において同じ。）が 100 万円以下の場合 7.0%</p> <p>(2) 純工事費が 100 万円を超え 200 万円以下の場合 5.5%</p> <p>(3) 純工事費が 200 万円を超え 500 万円以下の場合 4.3%</p> <p>(4) 純工事費が 500 万円を超え 800 万円以下の場合 3.3%</p> <p>(5) 純工事費が 800 万円を超え 2,000 万円以下の場合 2.0%</p> <p>(6) 純工事費が 2,000 万円を超え 3,000 万円以下の場合 1.7%</p> <p>(7) 純工事費が 3,000 万円を超え 5,000 万円以下の場合 1.3%</p> <p>(8) 純工事費が 5,000 万円を超え 10,000 万円以下の場合 0.8%</p> <p>(9) 純工事費が 10,000 万円を超える場合 前号において算出される額の最高額。</p>
		現場管理費	<p>純工事費（当該施設の工事に支給品がある場合には、支給品費を加算し、特殊製品（付表）がある場合には、当該特殊製品費の2分の1に相当する額を減額すること。以下同じ。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費が 1,000 万円以下の場合 12.5%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
		一般管理費	<p>(2) 純工事費が 1,000 万円を超え 2,000 万円以下の場合 10.5%</p> <p>(3) 純工事費が 2,000 万円を超え 5,000 万円以下の場合 9.0%</p> <p>(4) 純工事費が 5,000 万円を超え 7,000 万円以下の場合 8.0%</p> <p>(5) 純工事費が 7,000 万円を超える場合 7.5%</p> <p>直接工事費と間接工事費の合計額（以下「工事原価」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。</p> <p>この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事原価が 500 万円以下の場合 14.0%</p> <p>(2) 工事原価が 500 万円を超え 1,000 万円以下の場合 13.5%</p> <p>(3) 工事原価が 1,000 万円を超え 4,000 万円以下の場合 13.0%</p> <p>(4) 工事原価が 4,000 万円を超え 10,000 万円以下の場合 12.5%</p> <p>(5) 工事原価が 10,000 万円を超え 20,000 万円以下の場合 12.0%</p> <p>(6) 工事原価が 20,000 万円を超える場合 11.5%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
事 務 費	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等 工 事 費 門 囲 障 等 工 事 費 そ の 他 工 事 費	<p>施設整備の付帯工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>なお、算定方式は本工事費に準じて算定すること。</p>
	調 査 費		<p>調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額。</p>
	工 事 雑 費		<p>工事費（工事雑費を除く。）に次に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p style="text-align: right;">1.0%</p>
	旅 費 及 び 庁 費		<p>工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事費が 5,000 万円以下の場合 3.5%</p> <p>(2) 工事費が 5,000 万円を超え 10,000 万円以下の場合 3.0%</p> <p>(3) 工事費が 10,000 万円を超え 30,000 万円以下の場合 2.5%</p> <p>(4) 工事費が 30,000 万円を超え 50,000 万円以下の場合 2.0%</p> <p>(5) 工事費が 50,000 万円を超え 100,000 万円以下の場合 1.0%</p> <p>(6) 工事費が 100,000 万円を超える場合 0.5%</p>

備 考

1. 交付対象として上表を適用する設備等の範囲は次のとおりとし、ここに定めのないものはエネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル及び廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアルに

よるものとする。

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業

新設に関する事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設するものであり、要件は次のとおりである。

ア. エネルギー回収率22.0%相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ただし、令和元年度以前に、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）（以下「交付金事業」という。）交付要綱（令和2年3月31日環循適発第2003311号事務次官通知）別表1の第3項の施設整備に関する計画支援事業又は第4項の廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業を実施している場合は、交付金事業の例による。

イ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、メタンガス化施設については、メタン発酵残さとその他のごみ焼却を行う施設と組み合わせた方式を含み、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ウ. 上記ア.のうち、ごみ焼却施設に高効率エネルギー回収に必要な設備を整備する場合は、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすこと及び別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

エ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ固形燃料（RDF）化施設の整備については、発電効率又は熱回収率が20%以上のごみ固形燃料（RDF）利用施設へ安定的に持ち込むことが可能なものに限る。

オ. ごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固形燃料（RDF）化施設については、「ごみ固形燃料の適正管理対策について」（平成15年12月25日付環廃対発第031225004号）の「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

カ. エネルギー回収型廃棄物処理施設については、「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について」（平成18年6月9日付環廃対発第060609002号）等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

キ. 補助の対象となる事業にあつては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。

ク. 本事業の補助対象設備は、次に掲げるものであること。

- ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ② 前処理設備
- ③ 固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- ④ 燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ熔融設備・その他ごみの焼却に必要な設備

- ⑤ 燃焼ガス冷却設備
- ⑥ 排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
- ⑦ 余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧ 通風設備
- ⑨ 灰出し設備（灰固形化設備を含む。）
- ⑩ 残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑪ 搬出設備
- ⑫ 排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）
- ⑬ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑭ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑮ 薬剤、水、燃料の保管のための設備
- ⑯ 消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑰ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑱ 前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑲ 前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑳ 搬入車両に係る洗車設備
- ㉑ 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ㉒ 前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

ケ．本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ク．⑬の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑰の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

（2）エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する補助事業

改良・改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改良・改造するものであり、要件は次のとおりである。

ア．あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が5%相当以上削減されるものであり、災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備える場合は整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定し、事業実施後は全連続運転を行うものであって（ただし、実施要領第3（2）の沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域についてはこの限りではない。）、事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。

ただし、令和元年度以前に、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）（以下「交付金事業」という。）交付要綱（令和2年3月31日環循適発第2003311号事務次官通知）別表1の第3項の施設整備に関する計画支援事業又は第4項の廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業を実施している場合は、交付金事業の例による。

イ．本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。ただし、地球温暖化対策及び災害廃棄

物処理体制の強化に資する設備改良に係るものに限る。

- ① 受入・供給設備
- ② 前処理設備
- ③ メタン発酵設備
- ④ 燃焼（溶融）設備
- ⑤ 熱回収（排ガス冷却）設備
- ⑥ 排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
- ⑦ 余熱利用設備（バイオガス利用設備を含む）
- ⑧ 通風設備
- ⑨ 灰出し設備
- ⑩ 焼却残さ溶融設備
- ⑪ 発酵残さ処理設備
- ⑫ 給水設備
- ⑬ 排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）
- ⑭ 電気設備
- ⑮ 計装設備
- ⑯ 消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑰ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑱ 前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑲ 前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑳ 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

2. 事業の工期が2ヶ年度以上に渡る場合、営繕損料、労務者輸送費、現場管理費、一般管理費、工事雑費及び事務費のそれぞれの基準額の算定に関して定める率は、工期全体の工事費（純工事費等）に対して適用し、当該基準額は、その範囲内で各年度に配分するものとする。

付 表

特殊製品とは、次のものをいう。

管、弁類、ポンプ、モーター、コンクリート製並びに鉄製杭、計測設備、電気設備、破碎機、圧縮機、切断機、脱臭設備、脱水機、攪拌装置、ウェストバーナー、脱硫装置（主として乾式）、撒水機、滅菌機、ブロアー、ボイラー、加温設備、汚泥かき寄せ機、高圧ポンプ、コンプレッサー、熱交換機、反応塔、油圧装置、コンベアー、レンガ、ストッカー、灰出し設備、電気集じん機、サイクロン、その他完成された製品として設置することによって効用を発揮するものをいう。

ただし、現場加工されるものを除く。

II 費用の説明

交付対象事業の経費（以下「事業費」という。）は、工事費及び事務費に大別され、工事費は更に本工事費、付帯工事費、調査費及び工事雑費に、また事務費は、旅費及び庁費に分けられるが各費目の内容は次の各号によるものである。

1. 「本工事費」とは

(1) 直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。

(2) 「直接工事費」とは

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算するものをいう。

ア. 材 料 費 工事を施工するに必要な材料の費用で別に定める主要資材単価表を標準とし、買入に要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計額をいう。

イ. 労 務 費 直接工事費のうち、労務費については、別に定める職種別賃金日額表及び工事設計標準歩掛表の標準単価を標準とする。

ウ. 直接経費 工事を施工するに直接必要とする経費でその算定は次によるものをいう。

(ア) 特 許 使 用 料 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額をいう。

(イ) 水道光熱電力料 工事を施工するに必要な電力、電灯使用料及び用水使用料をいう。

(ウ) 機械器具損料 工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で別に定める「機械損料表」による。

(3) 「間接工事費」とは

ア. 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものをいう。

イ. 「共通仮設費」とは、次に掲げるものについて積算するものとする。

(ア) 運 搬 費 工事施工に必要な機械器具等の運搬現場内の器具等の移動等に要する費用をいう。

(イ) 準 備 費 工事施工に必要な、準備、跡片付け、調査、測量、丁張り（調査費に含まれるものを除く。）、伐開整地及び除草等に要する費用をいう。

(ウ) 仮 設 費 機械設備の設置、撤去及び仮道、仮橋現場補修、用水並びに電力等の供給設備等に要する費用をいう。

(エ) 役 務 費 仮設工事、材料置場等の土地の借上げ及び電力・用水等の基本料金等に要する費用をいう。

(オ) 技術管理費 品質管理のための試験、出来形管理のための測量及び技術管理上必要な資材の作成に要する費用をいう。

(カ) 営繕損料 現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用をいう。

(キ) 労務者輸送費 労務者輸送に要する費用をいう。

(ク) 安全費 交通管理及び安全施設等に要する費用をいう。

ウ. 「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費及びその他に要する費用をいう。(特殊製品については付表参照)

(4) 「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費及び利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、公租公課、旅費及びその他に要する費用をいう。

(5) 「付帯工事費」とは、当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な付帯工事に要する経費をいう。

ア. 土地造成費は、施設設置に必要な最小限度の用地造成に必要な工事費(準備工事費を含む。)をいう。

イ. 搬入道路等工事費は、施設設置に必要な最小限度の搬入道路及び構内道路等に必要な工事費(準備工事費を含む。)をいう。

ウ. 門及び囲障等工事費は、敷地外周の門、囲障等の整備及びその他の工事に必要な最小限度の工事費をいう。

(6) 「工事雑費」とは、交付対象事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金等、印刷製本費、光熱水料通信運搬費、雑役務費、連絡旅費、及び工程に関係ある職員の給与(退職手当金を除く。)並びにこの費目から賃金等又は給与が支弁される者に係る交付対象事業者負担の労働者災害補償保険料等、その他に要する費用をいう。

2. 「事務費」とは、交付対象事業者が事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び庁費〔賃金等(労働保険料を含む)、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費)、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品費等の人件費並びに物件費〕をいう。

Ⅲ 交付対象事業費の算定要領

1. 工事費について

(1) 本工事費及び付帯工事費の区分

ア. 本工事は、次のものについて算定すること。

(ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備の設置に係る工事費

(イ) (ア) 設備を補完する設備のうち、管理棟の設置に係る工事費

イ. 付帯工事費は、次のものについて算定すること。

(ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備を補完する設備(管理棟を除く。)の設置に係る工事費

(イ) 施設の設置に必要な最小限度の用地の造成に必要な工事費(準備工事費を含む。)

(ウ) 電気、ガス、水道等の引込み工事に係る負担金

(エ) 前各号に掲げる工事等以外のものであって、必要最小限度の付帯工事

(2) 直接工事費

ア. 材料費は、次のものについて算定すること。

(ア) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算することができること。

(イ) 価格

価格は、別に定める主要資材単価表に基づくものとするが、これがない場合には原則として入札時における市場価格とするものとし、これに買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料を加算するものとする。

イ. 労務費は、次のものについて算定すること。

(ア) 所要人員

所要人員は、原則として現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものであり、別に定める工事標準歩掛表に基づいて算定するものとする。

(イ) 労務賃金

労務賃金は、労務者に支払われる賃金であって、基本給及び割増賃金をいうものであること。

基本給は、別に定める職種別賃金日額表を使用するものとする。基本作業外の作業及び特殊条件による作業に従事した場合に支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算することができる。

(3) 特殊製品

特殊製品とは、管理された工場において、原材料を混合及び成型または組立を行う等加工工程を経て生産し、一般に市販されている製品等であって、設計積算に当たって購入（特注を含む）の上を使用することを予定しているものであること。

特殊製品は、実施要領別表 2-1 の付表に掲げるもののほか次のもの等が該当すること。

i . コンクリート製品

- ① ブロック（積、張、平、連節、根固、消波、空洞、縁石、U 型、L 型、枠、境界、歩道）
- ② 杭（境界、PC、RC）
- ③ 板（PC、RC）
- ④ 柱（PC、RC）
- ⑤ 矢板（PC、RC）
- ⑥ 管（ヒューム、PC、RC、無筋コンクリート）
- ⑦ 集水枡、街蓋、方格材、RC 桁、柵、ボックスカルバート、組立擁壁

ii . 鉄鋼及び金属製品

- ① 桁（I 形鋼、H 形鋼、溝形鋼、山形鋼）
- ② 杭（H 形鋼、鋼管、簡易鋼）
- ③ 鋼柱（照明、標識）
- ④ 矢板（鋼、簡易鋼、鋼管）
- ⑤ 管（鋼、鋳鉄、コルゲート）
- ⑥ 支保工用 H 形鋼
- ⑦ 簡易組立式橋梁、組立式歩道、ライナープレート、覆工板
- ⑧ ガードレール、ガードロープ、フェンス、ガードパイプ、落石防止柵、道路鋸、舗装用鉄

鋼、鋼格子床板

iii . ゴム・合成樹脂製品

- ① 合成樹脂管
- ② ドレンホース
- ③ 吸出防止材

iv . 電気製品

電気材料及び機器

v . その他

- ① 石綿管
- ② 陶管
- ③ 視線誘導票、標識、カーブミラー、情報板、吸防音壁、落石防止網、タイル、消雪パイプ
- ④ 継手

vi . 半製品

- ① 生コンクリート
- ② 生アスファルト合材
- ③ 凍結防止材

(4) 洗車設備に係る工事費

洗車設備に係る工事費は、搬入車両の単位時間当たりの台数に見合う必要最小限度の設備に要する経費であること。

2. 事務費

事務費のうち備品費は、原則として取得価格1品目15万円未満のものについて算定するものとし、15万円以上のものについては、あらかじめ環境大臣に協議し、その承認を得たものに限って算定することができること。

別表第3 事務費の内訳

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。